



# 記入例

別紙【徴収猶予申請書（特例） 記入上の注意点】を  
ご覧いただき、説明に沿って記載してください。

## 徴収猶予申請書（特）

大分市長 殿

法人が申請する場合は、代表者の住所、役職氏名を法人の所在地や名称の下にカッコで記入します。

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

### 1 申請者名等（以下の項目について、ご記入をお願いします。）

申請者	住所所在地	大分市荷揚町×番××号		年月日	令和 2 年 〇 月 × 日
	電話番号	097(537)〇〇〇〇	携帯電話	090(××××)△△△△	
納付又は納入すべき税	氏名	大分 太郎		※職員記入欄	通信日付印
	税目	納期限	税額	本税以外 (督促・延滞金)	猶予を希望する期間
納付又は納入すべき税	R2 1	固定資産税	2・4・30	30,000円	納期限の翌日から R3・4・30 まで 12月間
	R2 1	軽自動車税 (種別割)	2・6・1	1,200円	軽自動車税 (種別割) のみ納付書番号等の欄に記入します。
<p>納期限が令和2年2月1日から同3年2月1日までの税が対象です。          原則として、納期限ごとに申請が必要ですが、申請時期によりまとめて申請することができます。別紙【徴収猶予申請書（特例）の申請可能期間一覧表】を参照し、申請可能な税を記入します。          例えば、申請日が6月12日～30日の場合は、固定資産税1、2期、市・県民税（普通徴収）1期、軽自動車税（全期）、市・県民税（特別徴収）1～7期が一度に記入できます。</p>					
新型コロナウイルス感染症等の影響		<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少		<input checked="" type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少	
<p>当てはまる理由にチェックします。</p>					

### 2 猶予額の計算（書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。）

(1) 収入の減少率を算出するに当たっては、令和2年2月以降、前年同月の収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 2 年 (当年)			前年同月			収入減少率
	2月	3月	4月	2月	3月	4月	
収入							
給与	350,000	230,000	180,000	380,000	400,000	380,000	$1 - \frac{③}{⑥}$ $1 - \frac{④}{⑦}$ $1 - \frac{⑤}{⑧}$ のうち最大のものに100をかけた記載  <b>52.6 %</b>
小計	③ 350,000円	④ 230,000円	⑤ 180,000円	⑥ 380,000円	⑦ 400,000円	⑧ 380,000円	
支出							
光熱水費	28,000円	29,000円	26,000円				支出平均額  $\frac{⑨ + ⑩ + ⑪}{\div \text{記入月数}}$  <b>152,666 円</b>
食費	40,000円	30,000円	30,000円				
その他	90,000円	90,000円	90,000円				
借入返済			5,000円				
小計	⑨ 158,000円	⑩ 149,000円	⑪ 151,000円				⑫

住宅ローン等の資産を形成する支出は、返済額の減額について金融機関と相当の交渉をしなければ、記入できません。

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄  事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等)  聴取

税理士 署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	915,996 円	+	今後6か月間に予定されている 臨時支出等の額	500,000 円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	1,415,996 円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄  一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等)  聴取

	金額		金額		金額
現金	30,000 円	預貯金	120,000 円	現金・預貯金の 合計(⑭)	150,000 円

(4) 納付可能金額

給付金、傷病手当、緊急融資の額などを含みます。

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) =	納付可能金額(⑮)	0 円
		(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき税	-	(⑮)納付可能金額	=	猶予額
30,000 円		0 円		30,000 円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

- この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。
- ※ 例として「収入の減少」の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を希望する場合はチェックします。

希望する場合はチェックします。  
このチェックボックスはあくまで他の猶予制度の希望欄であり、当然にこれだけで他の猶予制度が適用されるわけではありませんのでご注意ください。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、

ご協力をお願いします。

- ・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- ・ 今後(2か月程度)に、国税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。